

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(再処理施設(1-115)、MOX 燃料加工施設(1-107))」

2. 日時：令和4年3月16日(水) 10時00分～11時45分
13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川管理官、古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、藤原安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職、森野安全審査専門職

日本原燃株式会社 須藤専務執行役員 再処理・MOX設工認総括責任者
松田常務執行役員 技術本部長
大柿常務執行役員 再処理・MOX燃料加工安全設計総括
他25名

九州電力株式会社 テクニカルソリューション統括本部 土木建築本部
原子力土木建築部長 他1名

東京電力ホールディングス株式会社 原子燃料サイクル部
サイクル技術グループ チームリーダー

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門
原燃計画グループリーダー 他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 副長

5. 要旨

・令和4年3月9日及び11日に日本原燃株式会社から受理した資料についてヒアリングを行い、原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

➤ 燃料加工建屋の重大事故等対策に係る耐震設計について、本日の説明では網羅的かつ体系的に整理していることが確認できない。

許可で示した概念的な事故対処の方針をいかに基本設計に展開したのか、また、その結果燃料加工建屋の各部位に期待する機能は何かということについて、丁寧に段階を踏んで説明すること。

➤ MOX 施設燃料加工建屋の開口部における竜巻防護対策の考え方について、

基本設計方針として記載する事項との関係を整理して説明すること。特に、飛来物に対して裏面剥離だけが発生し得る壁等の扱いについて整理すること。

- 外気温の設定、降水量の想定等について、設定根拠等が十分に示されていないことから、事業者として、許可との関係から自らの設計の妥当性を説明する上で必要な事項を精査して示すこと。外気温の設定に関しては、外部火災評価等における初期温度設定とその他外部事象（高温）において想定している温度との関係が十分に説明されていない状況であり、関連する項目については、全体を整理して説明すること。
- 波及的影響の考慮については、核物質防護設備だけでなく、保障措置関連設備も含め、セーフティー側の設備の設計に与える影響の有無を確認するための観点も念頭に網羅的に整理するとともに、工事の方法及び今後の申請計画等における核物質防護設備等の取扱いの関連も整理して説明すること。

- ・ 日本原燃株式会社から、本日のヒアリングを踏まえて対応を行う旨の発言があった。

6. その他

提出資料
なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・ 令和4年3月9日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年3月11日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」